

無料 \ 全国一斉! / 予約制

法務局 休日 相談所

～平日に、仕事等の都合で法務局の相談窓口の利用が困難な方のために～

土地家屋調査士	司法書士	登記官	公証人	遺言 後見 いじめ	税理士	法務局職員	人権擁護委員	
				相続 インターネットを悪用した人権侵害				
				境界 空き家の終活				
				無戸籍でお困りの方				

平成29年 10月1日 (日)
午前10時から午後4時まで

※相談は予約制で時間は30分以内です。9月29日(金)午後5時までに予約をしてください。※10月1日(日)は閉庁日のため、合同庁舎駐車場の利用については、事前に相談を予約され、あらかじめ駐車を希望される自動車の車種と登録番号を申出された方に限らせていただきます。

＜広島会場＞
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎
1号館附属棟2階大会議室



法務局職員のほか、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、公証人が、

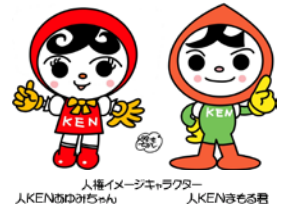
- ① 土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談
- ② 会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談
- ③ 未登記建物・隣地との筆界に関するご相談
- ④ いじめなどの人権問題に関するご相談
- ⑤ 地代・家賃の供託に関するご相談



など、日常生活の様々な心配ごと、困りごとなどに関するご相談を無料でお受けいたします。

★本年度は、特設ブースとして「相続・空き家」と、「相続・空き家に関する税務相談」を追加して設置します。

秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。



法務局では、平日も無料で登記(予約制)や人権に関する相談をお受けしています。



＜相談所の予約・駐車場利用の申出＞

広島法務局

民事行政調査官室

☎082-228-5690(平日)

未来につなぐ相続登記

法務局は、市町等と連携して所有者の所在の把握が難しい土地や建物を増加させないための取組(相続登記促進)を行っています。

広島法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/>

登記ねっと 供託ねっと
登記情報提供制度